

市民憲章に思いを込めて

●問い合わせ

政策推進課企画政策室

☎53-2111(内線531)

村上市のシンボル

く村上市民の一体感を醸成するく

村上市民憲章には、「市民の一体感を醸成する」という目的があります。「これが村上」というような市民のシンボルを市民憲章文に入れるべきではないかという意見もありました。「村上のシンボルは何だろう」、「村上らしさとはどのようなものか」という議論となり、「鮭」や「海・山・川」などの多くの意見が出されました。

この広い市でそれらが市民のシンボルというものに成り得るだろうか。すべての市民に受け入れられるものとはどのようなものか。悩み続ける中、「ふるさと村上」と感じるものを話した際にふるさとの風景が一人ひとり違うことに気づきました。深いブナの森や身近な里山、近くに見える木々や川の流れ、田畑の広がる風景や夕日、潮風・・・。

私たちが思う「ふるさと村上」は一人ひとり違いますが、この市民憲章を通して思うふるさとの風景が「村上市」であれば、市民憲章そのものが私たちの目指す市民の一体感をつくることができるのではないか。この気づきが市民憲章づくりの原点となりました。



市議会や区長会などの各種会議、そして小・中学校の卒業式でも市民憲章が唱和されました。

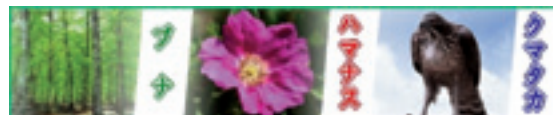
編集後記

▶はじめまして。今年度から市報を担当します①です。広報関係の仕事は全く初めてで戸惑う毎日ですが、いろいろなイベントの取材で、市民の皆さまとお会いすることを楽しみにしています。▶今号の「むらかみの話題」で取材した健民少年団は、実に52年の歴史ある少年団で私も小学生時代に活動していました。このたび息子が入団し、感慨深い式となりました。たくましく育てほしいと願うばかりです。②

今月の表紙

4月に開園した「あらかわ保育園」で元気に遊ぶ園児たちの様子です。園児たちが広い園庭で楽しく駆け回る光景を目の当たりにして、元気が湧いてきました。子どもたちの笑顔に底知れぬパワーがあることを改めて感じたひとときでした

市の木・花・鳥(平成23年1月20日制定)



むらかみ防災・防犯情報ねっと

メールでいつでもどこでも緊急情報をキャッチ!
<http://www.city.murakami.niigata.jp/mobile/mailmagal/>
右のQRコードで読み取るだけで簡単アクセス



編集・発行 村上市政策推進課
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
☎0254(53)2111内線531 FAX 0254(53)3840
●本紙掲載記事の無断転載を禁じます



市報むらかみは、資源保護のため再生紙と環境にやさしい大豆インクを使用しています。

印刷 村上印刷株式会社

ホームページアドレス <http://www.city.murakami.lg.jp> メールアドレス info@city.murakami.lg.jp